

## 公立保育所の再整備方針について

老朽化が進む公立保育所の再整備についての基本方針となる「公立保育所の再整備方針」について、素案に対するパブリックコメント等を踏まえ、取りまとめたので報告する。

### 1 公立保育所の再整備方針(素案)に対するパブリックコメントと区の考え方

#### (1) パブリックコメントの実施概要

- ①募集期間 令和元年 6 月 22 日(土)～7 月 8 日(月)【17 日間】
- ②広報掲載 令和元年 6 月 22 日号
- ③閲覧場所 子育て支援施設課、区政資料室、区立各図書館、区立保育園、区ホームページ
- ④募集対象 区内在住・在勤・在学の方、区内で活動する個人・法人・団体等

#### (2) パブリックコメントの実施結果

- ①意見提出者 24 人 56 件
- ②提出方法 FAX (12 人)、Web (9 人)、電子メール (3 人)
- ③素案に対するパブリックコメントと区の考え方 別紙のとおり

#### (3) パブリックコメントの概要

No	主な意見	区の考え方
1	区立保育園を民営化する方針への反対 【9 件】 ・区立園だから安心して子どもを託せる。 ・民営化により、保育士が総入れ替えになり、園児・保護者との関係がなくなる。 ・民営化は、区の責任を放棄することになり、福祉の後退につながる。 ・一部の私立保育所の運営現状から、民営化に賛成しかねる。	平成 16 年度以降、国の三位一体改革により、公立保育所の保育運営費及び改築経費等に対する国庫支出金が廃止されています。一方、待機児童対策により、区の財政負担が増えています。持続可能な保育サービスの提供のためには民間活力を積極的に活用し、民営化による公立保育所の再整備を優先的に進め、保育環境の充実に努めます。 また、民営化にあたっては、在園児童への影響に配慮し、合同保育を含めた引継ぎを十分に行い、保護者の不安感の払拭に努めます。
2	保育の質の確保に関すること 【9 件】 ・民営化にあたって、保育の質が低下することのないよう配慮すべきである。 ・保育の質の確保は最も重要で、保育士の人員確保、研修の充実に努む。 ・私立保育所では社会保障、賃金等が十分ではないことから経験豊富な保育士が育ちにくい状況にも見受けられ、保育の質が心配である。	民営化移管先事業者の選定にあたっては、保育士配置、経験年数や年齢バランス、人材育成、保育士の定着のための取り組み、給与体系なども確認し、十分に配慮していきます。また、処遇改善の区加算、区主催研修への参加などにより、保育の質の向上に努めます。民営化後も、三者協議会を実施し、運営状況等を確認するとともに、指導検査や巡回支援指導により、保育運営等への助言・指導を行い、保育の質の確保に努めます。
3	保護者、区民への説明に関すること 【4 件】 ・区民への説明を十分に行うこと。 ・再整備方針の説明会の開催を求める。 ・保護者からの意見聴取や話し合いを十分に行い、双方の理解を得てほしい。	パブリックコメントの実施や、「板橋区保育利用の手引」やホームページ等を活用して、区民への情報提供を行っていきます。また、民営化対象園の保護者には、説明会を開催して、十分な説明を行い、理解を得られるよう努めます。

4	仮設再整備方式に関すること <b>【3件】</b> ・移転による環境変化に対応できない園児もいることが予測されるため、再整備手法から除くべきである。 ・園児が快適に過ごせるよう、保育の質に十分に配慮する必要がある。 ・園児のために工期を短くすべきである。	再整備の手法については、民営化対象園の現状や近隣の保育所用地の確保等、様々な条件を勘案して決定します。いずれの方式においても、在園児童の保育環境に十分な配慮を行い、工期、施設環境及び引継ぎなどに関して検討します。
5	民営化移管先事業者選定委員会に関すること <b>【2件】</b> ・設置時期、委員構成を示してほしい。 ・三者協議会との関係性を示してほしい。	移管先事業者の公募にあたり、保護者委員と区職員により「選定委員会」を構成します。保護者委員は希望制となりますが、委員数は保護者との協議を踏まえ、区が決定します。また、三者協議会は、移管先事業者決定後、保護者・事業者・区の三者で協議を行う会議体であり、保護者全員が参加できます。

## 2 素案からの主な変更点

No	新	旧
1	P1 様々な手法を駆使し、再整備を進め、 <u>保育の質の維持・向上に努めながら</u> 、保育環境の向上を図る必要があります。	様々な手法を駆使し、再整備を進め、保育環境の向上を図る必要があります。
2	P9 <u>(3) 幼児教育・保育無償化について</u> <u>国の幼児教育・保育無償化は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的な負担の軽減に寄与する給付制度として、幼稚園、保育所等に通園する3～5歳及び0～2歳で住民税非課税世帯の児童を対象に、令和元年10月から開始されます。</u> <u>保育料の無償化にあたり、私立認可保育所の場合は、国の定める保育料徴収基準額に対して国1/2、都1/4、区1/4の負担割合となつていますが、公立保育所の場合は、区が10/10の負担となります。</u> <u>なお、令和元年度に限り、区を含む地方負担部分は全額国費で補てんされることとなりますが、令和2年度以降は、制度開始に伴う区の財政面への影響も注視していく必要があります。</u>	(表記なし)
3	P17 (5) 保育の質の確保 <u>公立保育所の民営化を進めていく際も、区の保育水準の維持・向上は必須の条件であり、公立保育所の民営化にあたっては、円滑な移管、民営化後の保育の質の確保に十分に留意していく必要があります。そのため、移管先事業者の選定は「民営化ガイドライン」で示した移管先事業者の選定手続きに基づき、公立保育所の運営水準を満たし、保育の質を維持、向上できる事業者を選定する必要があります。</u>	(5) 保育の質の確保 公立保育所の民営化にあたっては、円滑な移管、民営化後の保育の質の確保に十分に留意していく必要があります。そのため、移管先事業者の選定において、公立保育所の運営水準を満たし、保育の質を維持、向上できる事業者を選定する必要があります。

その他、図表の体裁の修正、文言整理を行った。

## 3 添付資料

- (1) 公立保育所の再整備方針 (概要)
- (2) 公立保育所の再整備方針

## 公立保育所の再整備方針（素案）に対するパブリックコメントと区の考え方

募集期間：令和元年 6 月 22 日（土）～7 月 8 日（月）【17 日間】

件数： 56 件・24 人（ファックス 12 人、メール 3 人、Web 提出 9 人）

No.	意見の概要	区の考え方
<b>1 方針策定の背景と趣旨</b>		
1	区立保育園の運営費を理由に民営化とあるが、国は三位一体改革において地方自治体の自主財源を充実させるため、一般財源を増加させているのだから、区は保育事業及び保育環境を充実し、子ども達が質の高い保育環境で、保育を受けられるよう、財源を使うことを求める。	平成 16 年度以降、国の三位一体改革により、一部の国庫支出金が廃止・縮減される一方、国からの税源移譲が行われました。その中で、公立保育所の保育運営費及び改築経費等に対する国庫支出金が廃止となり、区立保育園の運営経費は保育料収入と一般財源により賄われることとなりました。近年、待機児童対策により、保育定員が急増し、区の財政負担が増えています。今後とも、持続可能な保育サービスの提供のため、民間活力を積極的に活用し、公立保育所の再整備を行い、保育環境の充実に努めていきます。
2	公立保育所の「長寿命化改修や改築を行っていくことは困難」ではなく、公共施設等整備基金を活用して、保育環境の整備を図るべきである。	基金は、長期的視点に立って財政の健全な運営を図るため、将来の行政需要に備えて条例により設けているものです。区では、公立保育所を含め、老朽化した公共施設の更新需要への対応が遅れている現状にあります。今後の公共施設全体の更新需要に適切に対応していくため、公共施設等整備基金等の積立と使用は計画的に行っていく必要があります。なお、公立保育所の再整備にあたっては、待機児童対策に伴う財政負担が増大しており、再整備方針に基づき、民営化を優先して取り組んでいきます。
<b>2 区内保育施設及び保育定員等の状況</b>		
3	公立保育所の施設数が正確に記載されていないので、訂正が必要ではないか。	再整備方針に記載された公立保育所数は、公設民営の 2 園が含まれた施設数であり、公設公営及び公設民営の区立保育園の総合計数です。
<b>3 保育所運営を取り巻く財政状況</b>		
4	区として公立保育所の運営費に対する国庫補助金の復活を要請してほしい。	現在、公立保育所の運営費・施設整備には、国・都の補助制度はなく、私立保育所については国・都の補助制度があります。平成 16 年度以降、国の三位一体改革により、地方自治体の自主財源の充実の観点から、国から地方自治体へ税源移譲される一方、公立保育所の運営費や整備費に対する国庫支出金などが廃止され、一般財源化が決定されました。このため、公立保育所の運営費及び整備費に対する補助制度の復活に関する国への要請は困難であると考えています。しかしながら、近年、女性の社会進出による待機児童の解消に向けて、区の財政負担も増大している状況にあり、国において十分な財政措置がなされるよう、要望してまいります。
5	私立保育所の改築にあたっては国庫補助金が交付されていると同様に、公立保育所にも交付されるよう、国に働きかけていくべきではないか。	
6	区立保育園は都の行政財産使用料を免除されているが、民営化により区負担が増大するのではないか。	都営住宅に併設されている区立保育園の行政財産使用料は、東京都において免除されています。都営住宅併設の区立保育園は、都営住宅の建て替えに際して、都営住宅敷地内に保育所用地を確保し、順次民営化を行っています。民営化に際し、保育所用地は移管先事

		業者と東京都で賃貸借契約を締結します。したがって、移管先事業者が賃借料を東京都に支払うことになり、区の負担は増大しません。
7	区財政は黒字で推移し、毎年度基金積立を行っているため、民営化でなく、安心・安全な保育環境を作る保育行政を行っていくべきである。	待機児童対策により、保育サービス定員が増加しており、区の財政負担が増大していること、建築後40年を経過し、老朽化している公立保育所への対応が必要な現状を踏まえ、再整備にあたっては、民営化を優先していく必要があります。一方、公立・私立保育所を問わず、安心・安全な保育環境を整備していくことは、保育行政を担う区としての責務です。
<b>5 公立保育所の再整備について</b>		
8	育ちのエリアごとに拠点となる公立保育所を残すイメージだが、全体的に老朽化が進んでいるエリアにおける拠点となる公立保育所の選定基準はあるのか。	「公立保育所のあり方」における「公立保育所の役割」及び「育ちのエリア」の考え方にに基づき、今後具体的な検討を行っていきます。
9	公立保育所を運営することは、区としての保育に責任を持つものであり、民営化することは区の責任を放棄するもので反対する。	認可保育所の運営は、国の保育指針に基づき運営されていることから、公立保育所と私立保育所に基本的な違いはありません。そして、区内の私立保育所に対して、法に基づく指導検査を実施することにより、保育水準の維持・向上に努めています。
10	公立保育所の閉園により、区の保育士との関係や保護者との関係が消えてしまうなど、子ども達の心に傷をつける民営化に反対する。	今後とも、私立保育所と公立保育所それぞれの特色を生かし、区内の保育サービスの向上が図られるよう、区としての責務を果たしていきます。また、民営化により、保育士が入れ替わることなどによる在園児童への影響に関しては、合同保育を含めた引継ぎを十分に行うことにより、不安感の払拭に努めます。
11	再整備方針の見直しを求める。区立保育園だからこそ、安心して子どもを任せ、安心して働ける。	以上の点を踏まえ、民営化に対する保護者の理解を得るよう努め、再整備方針に基づき民営化を進めていきます。
12	一部の私立保育所の運営状況が良くないので、民営化には賛成しかねる。	
13	私立保育所の経営や業務ローテーションを区が監視し、疲弊した保育士の退職を防ぐ努力をするのであれば、民営化を理解できるが、現状では、区立から私立へ安易に移行することは心配である。	民営化後も、保護者を含めた三者協議会を実施し、園の運営状況等を確認するとともに、法に基づく指導検査の実施や巡回支援指導により、保育所の状況を把握し、必要に応じて助言・指導を行い、保育の質の確保に努めていきます。
14	公立保育所は、安心して意欲をもって働き続ける労働者を確保する目的がある。民営化は地方自治、地方福祉の後退につながり、福祉・医療・教育等の公共事業への企業参入に道を開き、上記の目的がなくなるので、再整備方針の見直しを求める。	働いている保護者が安心して児童を保育所に預けられることは、公立・私立保育所にかかわらず、保育所が果たすべき基本的な役割です。平成12年度以降、株式会社を含めた多様な運営主体による保育所運営が行えることとなり、区内においても株式会社が運営している保育所が多くあります。今後とも、保育サービスの拡充にあたっては、独自のノウハウ及び一定の保育水準を持つ民間活力を活用していくことは、地方自治、地域福祉の推進に欠かせないと考えます。
15	23区中、板橋区民だけが公立保育所を希望することも、選択することもできない区になる。	「公立保育所のあり方」において「これからの公立保育所の役割」を示しており、この考え方にに基づき、再整備方針では、公立保育所として維持していく必要がある場合には、施設状況等を総合的に勘案した上で、改築及び長寿命化改修を実施していきます。
16	民営化でなくとも、給与を上げるなど保育の質を向上させる方法があり、公立保育所をなくす再整備方針に反対する。	公立保育所の老朽化という喫緊の課題に対応し、限られた財源の中で、今後とも保育サービスを安定的に提供していくためには、民間活力の活用が必要であると

		考えます。また、保育士の処遇改善については、国・都の制度に基づき、対応していきます。
<b>6 公立保育所の再整備の基本的な考え方</b>		
17	仮設園舎だけで保育園生活を終える園児や移転による環境変化に馴染むことができない園児もいることが予想されるため、仮設再整備方式は除くべきである。	代替地再整備方式、仮設再整備方式などの手法は、民営化対象園の現状や近隣の保育所用地の確保等、様々な条件を勘案して決定します。いずれの方式においても、在園児の保育環境に十分な配慮を行い、工期、施設環境、引継ぎなどについて検討します。
18	仮設再整備方式は園児が快適に過ごせるよう、保育の質に十分に配慮する必要がある。	
19	仮設再整備方式が良いと考えるが、園児のために工期を短くすべきである。	
20	再整備手法の選定条件に該当しない(代替地や仮設園舎、転園先の確保ができない)場合の手法又は対応を記載すべきではないか。	再整備方針で示した手法に該当しない場合については、ケースバイケースで検討していく必要がありますが、基本的にはお示しした再整備手法により対応していきます。
21	災害・防災の視点から公立保育所を守ってほしい。	公立保育所は、震災時には、応急対策の一つとして応急保育所の役割を担うことが、板橋区地域防災計画に位置づけられています。応急保育所は、公立保育所の一部が担う前提を想定しています。その後、復旧段階では、公立保育所及び私立保育所においても、順次開園に向けた取組を行っていくこととなります。なお、民営化園においても、地域貢献への積極的な取組が重要と考えられるため、移管先事業者の公募の際に、防災に関する取組の提案を求めていくことなどを検討します。
<b>7 公立保育所再整備における具体的な検討方法</b>		
22	民営化により、便利な場所に移転し、保育時間が延長されるなど、利用者の利便性が高くなるようにしてほしい。	代替地再整備は、在園児童・保護者の利便性を踏まえ、検討していきますが、近隣に代替地を確保できない場合も想定されます。また、現在、延長保育などが実施されていない場合には、民営化にあたって延長保育の実施など、保育サービスの充実に努めていきます。
23	保育の質的・量的ニーズにより、公立保育所及び私立保育所の必要性がそれぞれ異なるため、地域の保育需要見込み、潜在需要を勘案し、民営化及び公立保育所の維持を検討する必要がある。	公立保育所の再整備の検討にあたっては、地域の待機児童数、就学前児童数の推計、大規模な集合住宅の建設による影響など、保育需要の動向を勘案の上、民営化や改築等の公立保育所の再整備手法を検討していきます。
24	住民の一定数は公立保育所が安心という考えを持つと思われるので、一定の公立の要素を含む公設民営方式も取り入れ時間をかけて民営化する必要がある。	公設民営園は公立保育所のため、運営費・施設整備には国・都の補助制度はなく、待機児童対策に伴う財政負担が増大しているため、再整備方針では、民営化を優先して取り組むこととしています。このため、公設民営園の民設民営化にあたっては、公設公営園と同様、保護者意見を踏まえた民営化移管先事業者の募集・選定、三者協議会や合同保育を含めた引継ぎなどを実施することで、保護者の理解を得られるよう努めます。
25	育ちのエリアがわかりにくい。	「公立保育所のあり方」における「公立保育所の役割」及び「育ちのエリア」の考え方にに基づき、ご指摘の点を踏まえ、具体的な検討を行っていきます。

26	待機児童対策に取り組んでいる状況で、統合・閉園は無理があり、慎重な検討を求める。 また、仮設園舎用地を早急に判断し、地域住民の合意をとる必要がある。	統合・閉園は、再整備の検討において、近隣の保育所の欠員が常態化する場合などに、実施する方法です。また、仮設再整備方式の手法をとる場合には、仮設園舎建設にあたり、保護者や地域の方々に、十分な説明を行い、理解を求めています。さらに、民営化に際し、三者協議会や合同保育を含めた引継ぎなどを実施し、児童や保護者に過度な負担が生じないように、配慮していきます。さらに、統合・廃止、民営化に際しては、在園児童の保護者への理解を得られるよう、十分な説明を行っていきます。
27	廃止・統合による転園、民営化にあたっては、保護者の保育所選択権を侵害することのないような区政運営を求める。	
<b>8 公立保育所の再整備における課題</b>		
28	再整備方針の背景や趣旨は理解でき、公立保育所の改修・改築を早急に進め、民営化により保育の質が低下することがないように、配慮すべきである。	民営化にあたって、保育の質の確保は重要な課題であり、民営化移管先事業者選定の際、保育士配置、保育士の経験年数や年齢などのバランスが取れた構成、人材育成の取り組みなどが重要な選定項目となります。
29	公立保育所の再整備とともに保育士の増員や育成といったソフト面も平行して充実させていく必要がある。	さらに、保育士の定着を図るための取り組みや、給与体系などについても確認し、保育の質が確保できるよう、十分な配慮を行っていきます。加えて、安心安全な保育環境整備には、国の基準を超えて、処遇改善のため区加算による保育士配置などを実施しており、また、区が主催する研修へも参加を募り、今後とも保育の質の向上に努めていきます。
30	保育の質の確保は最も重要である。保育士の人員確保、研修を望む。	
31	私立保育所の保育士の質の確保が心配である。私立保育所では経営の視点から給料の安い若い保育士が多くなり、ベテランは給料の高い所へ行ってしまっているのではないかと不安がある。	
32	安心・安全な保育環境を作るために一定の財政負担が生ずるが、そのことを理由に保育の質が落ちることは許されない。	
33	私立保育所の一部では、職員の疲弊により、有能な保育士が辞めるなどの実態や保育所経営者と職員の意思疎通が十分でない状況も見受けられる。民営化により、私立保育所を増やし、経営を丸投げすることになることから、区全体の保育の質が下がるのではないかと不安がある。	
34	私立保育所は社会保障、賃金等が十分ではなく、ベテランが育ちにくい状況にも見受けられるが、民営化により私立保育所に移行した場合、職員の定着や安定した運営のため区はどのようなサポートを行っていくのか。	民営化移管先事業者の選定にあたっては、給与体系、人材育成や職員の離職率などが重要な選定項目となり、区の保育水準が維持され、保育士等の職員が安定して働き続けられる職場環境を確保できる法人を選定していきます。また、開設後は、法に基づく指導検査により保育士の配置状況等を確認するとともに、巡回支援指導により運営状況を把握し、助言等の必要な支援を行います。さらに、三者協議会においても、民営化後の保育の運営状況を確認し、必要な対応を行っていきます。
35	民営化移管後に、協議内容を遵守しない場合の区の対応を示してほしい。	民営化園開設後、仮に移管先事業者の提案内容が守られていない場合には、随時、区が確認の上、是正するよう指導していきます。また、三者協議会において、事業者の運営内容の確認を行い、必要に応じて事業者に対し、改善を求めています。さらに、区は法に基

		づく指導検査において、会計経理や運営内容について確認し、不適切な取扱い等があれば指導を行い、改善を求めます。
36	財政負担の観点から民営化を進めることは保育運営費を削減することである。保育運営費に占める人件費の割合は高く、保育運営費の削減は、保育士をこれまでより安い給料にすることを意味しないか。保育運営費の財政負担の軽減と保育の質が確保される因果関係を説明してほしい。	公立保育所の保育運営経費は全額が区負担である一方、私立保育所の運営経費は国・都負担金が措置されるため、民営化によって、区の財政負担が軽減されます。なお、私立保育所の運営費は、国の職員・運営基準に基づき、公定価格として定められています。これに加え、区では児童の処遇改善などを図るため、保育士配置に応じて加算する法外援護費として、国の基準を超える額を支弁しています。したがって、民営化により、保育士の給与が下がる要因とはならず、労働環境が悪化する状況とはなりません。
37	現在でも過酷な保育士の労働実態が、再整備方針による財政削減により、更に劣悪になる。	
38	民営化により平均賃金の低い私立保育所が増えることにより、保育士の人材確保をますます難しくすると思うが、質の高い保育水準の維持・向上が図れるか。	民営化移管先事業者の募集・選定にあたって、保育士の確保は重要項目であり、保育士配置が確実な事業者を選定していきます。また、民営化に係らず、優秀な保育士の人材確保は重要な課題であり、区としても保育士のキャリアアップ補助など、人材確保に向けた支援を行っています。
39	民営化後の検証結果、保育水準、保育士離職率等の確認を求める。	民営化後の三者協議会において、移管後の保育所の運営状況に関し検証・確認を行う中で、保育士の離職率等も確認していきます。
<b>9 民営化・統合・閉園により削減される経費の活用</b>		
40	区立保育園数の減による余裕分は、保育士の労働環境改善に努めてほしい。	民営化により、区の財政負担は縮減されますが、その財政効果額は待機児童対策や子育て支援事業に活用していきます。また、今後とも、国・都の制度を活用し、保育士の処遇改善に努めていきます。
<b>10 民営化の進め方について</b>		
41	民営化を知らずに入園した園児が卒園するまでの猶予期間として、移行期間を3年から5年へ変更してほしい。	公立保育所は、38園中31園が建築後40年を経過しており、長寿命化改修が必要な時期を迎え、再整備に早急に取り組む必要があります。また、待機児童対策による保育運営費が増大している現状を踏まえ、「公立保育所の民営化ガイドライン」に基づき、個別計画公表時点から、原則4年目に民営化園へ移行します。なお、民営化に際し、保護者説明、情報提供、合同保育を含めた引継ぎなどを実施し、在園児童や保護者への過度な負担が生じないように、十分に配慮していきます。
42	民営化する場合、保護者が事業者選定の段階から関わり、意見を言える場が必要不可欠である。民営化移管先事業者選定委員会の設置時期、委員構成等を示してほしい。	民営化移管先事業者の選定に先立ち、対象園の保護者へのニーズ調査を実施し、意見を集約するとともに、移管先事業者の募集要領作成にあたって、保護者と事前協議を行います。また、移管先事業者の公募にあたり、保護者委員と区職員の構成による「民営化移管先事業者選定委員会」を設置しますが、委員数等については、保護者との協議を踏まえ、区が決定します。
43	営利を目的とする株式会社などが運営主体になる場合は不安を抱く保護者も出てくるかと思う。子どもの健やかな成長を第一に考えた保育の現場となるよ	私立保育所の設置主体は、平成12年度以降、社会福祉法人以外にも、株式会社、学校法人、NPO法人などの多様な主体も保育所運営が可能となりました。このため、民営化移管先事業者の範囲については、移管

	う事業者選定は慎重に行うべきである。具体的な選定基準を示してほしい。	先事業者の募集要領作成時における保護者との事前協議にて、過去の民営化事例等の情報提供を行い、十分に協議し、保護者の意見を踏まえ、区が移管先事業者の範囲を決定します。
44	「民営化移管先事業者選定委員会」の保護者委員と、三者協議会との関係性と構成メンバー等について示してほしい。	「民営化移管先事業者選定委員会」の保護者委員は希望制となりますが、保護者委員数は保護者との協議を踏まえた上で、区が決定します。また、三者協議会は、民営化移管先事業者が決定後、保護者・事業者・区の三者で協議を行う会議体であり、保護者全員が参加できます。
45	民営化、統廃合による訴訟の事態にならないよう、保護者から十分な意見聴取や話し合いを行い、双方の理解を得て、対応してほしい。	民営化にあたって、保護者の理解を得ることが最も重要と考えます。そのため、保護者への情報提供を積極的に行うとともに、保護者との協議を十分に行い、理解を得られるよう配慮していきます。
<b>1 1 方針の策定について</b>		
46	認可保育所を活かせるように区民の声を良く聞いてほしい。	再整備方針（素案）に関し、パブリックコメントを実施するとともに、議会への説明を行っています。今後も、再整備方針に基づく民営化計画等について、「板橋区保育利用の手引」やホームページ等を活用して、区民への情報提供をしていきます。また、民営化対象園の保護者には、説明会等を開催し、十分な説明を行います。
47	区民への説明を十分に行うこと。	
48	再整備方針に関し、区民への説明会の開催を求める。	
49	保育は、社会政策であり、人的資源政策であるが、行政管理政策、技術的政策、経済政策としての意義もあり、他政策と連携の必要がある。	今後とも、区の他分野の施策との連携を図りながら、保育サービスを含む子育て支援施策の充実に向け、努力していきます。
<b>1 2 保育施策について</b>		
50	病児保育、働いていないが保育に欠ける子どもも受け入れを求める。	子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果等を踏まえ、保育サービスの充実に努めていきます。
51	待機児童対策解消のため、予算措置を含め一層努力が求められる。待機児童対策のマスタープラン策定をすべきである。	国の「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末に待機児童を解消するために、「子育て安心プラン実施計画」を策定して、計画的な保育施設整備に取り組んでいます。
52	志村エリアはまだ保育所が充足していないと感じるが、通園距離、将来需要も加味した保育所整備の検討を求める。	保育施設整備計画である「子育て安心プラン実施計画」の策定にあたり、地域の待機児童数や就学前児童数の推計、大規模な集合住宅の建設などの影響を把握し、保育所整備を進めていきます。
53	公立・私立を問わず、ネットワーク化し、人事異動、研修、苦情窓口や緊急対応の一本化、経営システムや給料体系の統一化を図ることが、将来的に良いのではないか。	私立保育所は多様な事業者が運営しており、保育士等の採用もそれぞれの事業者が行い、給与体系も異なっているため、現時点で公立保育所を含め、人事異動及び給与体系の統一は困難です。ただし、研修については、区が主催する研修へ私立保育所の保育士等の参加を通して、区内の保育の質の向上に取り組んでいます。
<b>1 3 その他</b>		
54	区有地の財産価格、委託後の削減額、使用先を明らかにしてほしい。	民営化にあたって、移管先事業者に区有地を保育所用地として貸付を行う場合には、不動産鑑定を行い、適正な価格をもって定期借地契約を締結します。また、民営化の削減効果額は、「いたばし No. 1 実現プラン経

		<p>「営革新計画」で明らかにするとともに、民営化による財政効果額は、待機児童対策及び子育て支援事業に活用していきます。</p>
55	<p>区予算から貯めている額があるのに、少子化・待機児童・防災に使用しない理由を求める。</p>	<p>基金は、長期的視点に立って財政の健全な運営を図るため、将来の行政需要に備えて条例により設けられています。それぞれの基金は、設置目的に基づき、積立を行い、計画的に活用していきます。また、基金のうち「財政調整基金」は経済情勢の変動によって財源が不足する場合に取り崩すことができ、年度間の財源の不均衡を調整しています。このことから、少子化対策や待機児童対策、防災も含めた区の施策を継続して提供する役割を果たしています。</p>
56	<p>子どもの躰は親が伝える責任を感じてほしい。</p>	<p>意見として承ります。</p>